

提 起 事 項

富山地域合併協議会における合併協定項目（案）及び協議方針（案）について、別紙のとおり提起する。

平成15年5月30日提起

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

富山地域合併協議会における合併協定項目(案)及び協議方針(案)について

合併協定項目は、次のとおりとする。

- 1 . 合併の方式に関する事
- 2 . 合併の期日に関する事
- 3 . 新市の名称に関する事
- 4 . 新市の事務所の位置に関する事
- 5 . 財産(債務を含む)及び公の施設に関する事
- 6 . 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事
- 7 . 特別職の職員の身分の取扱いに関する事
- 8 . 一般職の職員の身分の取扱いに関する事
- 9 . 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事
- 10 . 地方税の取扱いに関する事
- 11 . 条例及び規則の取扱いに関する事
- 12 . 組織及び機構に関する事
- 13 . 一部事務組合に関する事
- 14 . 使用料・手数料等の取扱いに関する事
- 15 . 公共的団体等の取扱いに関する事
- 16 . 補助金、交付金等の取扱いに関する事
- 17 . 町・字名の取扱いに関する事
- 18 . 慣行の取扱いに関する事
- 19 . 国民健康保険事業の取扱いに関する事
- 20 . 介護保険事業に関する事
- 21 . 各種事務事業の取扱いに関する事
 - 1 企画議会関係
 - 2 財 務 関 係
 - 3 福祉保健関係
 - 4 市民生活関係
 - 5 環 境 関 係
 - 6 商工労働関係
 - 7 農林水産関係
 - 8 都市整備関係
 - 9 建 設 関 係
 - 10 教 育 関 係
 - 11 上下水道関係
 - 12 消 防 関 係
- 22 . 地域審議会に関する事
- 23 . 電算システム統合に関する事
- 24 . 新市町村建設計画に関する事

合併協定項目の協議方針は、次の内容を原則とする。

すり合わせが必要な項目については、「住民の具体的な判断材料」となるよう、次の内容を踏まえ協議する。

基本的な考え方

- (1) 平成15年3月26日、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村の7市町村で取り交わした「富山地域合併協議会発足にあたっての確認書」を尊重する。
- (2) 関係市町村のこれまでの歩み、個性豊かな地域づくりへの取り組みなどを尊重しつつ、合併の効果・メリットが発揮できるよう努める。
- (3) 住民生活に影響のある項目等は、情報公開の観点から、試算等に関する積極的な情報提供に努める。

協議の視点

- (1) 今後も、スリムで効率的な行政体を目指すという視点。
- (2) 住民の理解が得られるかの視点。
- (3) 合併後の新市の生活が、原則、従来 of 営みと変わらない、急激な変化をもたらさないという視点。

協議項目における各種事務事業の取り扱いに関する補足資料

【主な事務事業名】

(企画議会関係)

姉妹都市・国際交流事業、広報広聴関係事業、情報公開制度、文化振興、選挙制度、
監査制度、議会運営 など

(財務関係)

納税・賦課関係事業 など

(福祉保健関係)

保健衛生事業、病院事業、伝染病予防対策事業、結核予防対策事業、休日・夜間診
療事業、障害者福祉事業、高齢者福祉事業、児童福祉事業、保育事業、生活保護事
業、健康づくり事業、社会福祉協議会、その他の福祉事業 など

(市民生活関係)

コミュニティ施策、行政連絡機構の取扱い、青年・女性政策事業、窓口業務(戸籍・
住民票等)、消費者関連事業、市民活動支援事業 など

(環境関係)

ごみ・し尿収集事業、環境対策事業 など

(商工労働関係)

商工・労働関係事業、観光・物産関係事業 など

(農林水産関係)

農業・林業・水産業関係事業 など

(都市整備関係)

公共交通政策関係事業、都市開発関係事業、用途地域の指定 など

(建設関係)

道路建設・認定事業、防災対策関係事業、住宅関連対策事業、建設関係事業 など

(教育関係)

学校教育事業、生涯学習関係事業、社会教育関係事業 など

(上下水道関係)

水道関係事業、下水道関係事業 など

(消防関係)

消防関係事業、救急関係事業、消防団の取扱い など